

令和5年度電子委任状法施行状況検討会 設置要綱

1. 趣旨・目的

平成30年1月に施行された電子委任状の普及の促進に関する法律（平成29年法律第64号。以下「電子委任状法」という。）について、令和5年1月に施行から5年が経過したことから、附則第4条¹の規定に基づき、施行状況の点検及び今後の方向性の検討を行うものである。

2. 検討内容

- 電子委任状法の施行状況の点検
 - ・認定電子委任状の利用状況
 - ・国の広報活動等の取組状況 等
- 課題の整理と今後の対応の方向性
 - ・対応する政府システムの拡充
 - ・一般的な「委任」「代理」行為への適用可能性 等

3. 委員（敬称略）

- 上原哲太郎（立命館大学情報理工学部教授）
- 濱口総志（慶應義塾大学 SFC 研究所 上席所員）
- 宮内宏（宮内・水町 IT 法律事務所、弁護士）
- 山口利恵（東京大学大学院情報理工学系研究科 准教授）
- 板倉景子（株式会社メドレー コーポレートデザイン部 Head of Security）
- 笠井玲子（株式会社ローソン インキュベーションカンパニー デジタルソリューション推進部 マネジャー）

4. 座長

座長を委員の互選により決定する。検討会の議事進行は座長が行う。

5. 事務局

事務局は、デジタル庁デジタル社会共通機能グループ及び総務省総合通信基盤局電気通信事業部事業政策課が行う。

¹ 政府は、この法律の施行後五年を経過した場合において、この法律の施行の状況について検討を加え、その結果に基づいて必要な措置を講ずるものとする。

6. オブザーバー

座長は検討会の進行に必要があると認める場合には、委員、事務局以外に必要な者をオブザーバーとして参加させ、説明、発言、質疑等を求めることができる。

7. 検討内容の公開等

本検討会及び資料は原則として公開する。また、事務局において検討会での発言をとりまとめた議事録及び議事概要をまとめた議事要旨を委員の確認を受けて作成する。議事要旨及び議事録についても、原則として公開資料とする。

ただし、検討会、検討会資料又は議事要旨について、企業情報の保護等により座長が非公開とすることが望ましいと判断し、予め委員の了承を得た場合には、この限りではない。この場合、委員及びオブザーバーは、本検討会を通じて知り得た企業秘密に該当する事項等に関して守秘義務を負う。

8. その他

本設置要綱は必要に応じて見直しを行うものとする。

以上